

(別表第1) 交付対象事業費、補助率及び上限額等

(交付要綱第4条関係)

事業名	事業内容	交付対象事業費等	補助率	上限額
私道復旧事業	被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費を補助する。	<p>1. 対象事業費 主として地域住民の日常生活に利用されるもので、次の要件のすべてを満たす私道（民有地）の復旧工事に要する経費（調査、設計費を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 一般交通の用に供しているものであること</li><li>② 公道（道路法上の道路等）に接続するものであること</li><li>③ 幅員が概ね1.8m以上あること</li><li>④ 所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること</li><li>⑤ 集落等で維持管理しているものであること</li></ul> <p>2. 対象者 上記私道を管理する自治会又は集落等</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 復旧工事は原形復旧を原則とする。</li><li>・ 2戸以上の住宅が利用する部分を対象範囲とする。</li><li>・ 別の補助金、寄附金その他の収入がある場合は、その額を対象事業費から控除する。</li><li>・ 対象となる私道の公簿上の地目は問わない</li></ul>	2/3	12,000千円/件

(別表第2) 申請時に添付すべき書類

(交付要綱第5条関係)

事業名	種別	申請時に添付すべき書類
私道復旧事業	私道復旧事業の施行箇所となる土地(以下「工事対象土地」という。)が単独で所有されている場合	<p>ア 私道復旧事業施工承諾書(別記第15号様式)(当該所有者と申請者と異なる場合に限る。)</p> <p>イ 私道復旧事業実施計画書(別記17号様式)</p> <p>ウ 工事対象土地に係る公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。)の写し</p> <p>エ 工事対象土地に係る登記事項証明書又は登記事項要約書</p> <p>オ 位置図</p> <p>カ 被災状況が確認できる写真</p> <p>キ 見積書の写し</p>
	工事対象土地が共有されている場合	<p>ア 民法(明治29年法律第89号)第251条第1項に規定する共有物の変更を伴う工事 次に掲げる書類</p> <p>(7) 工事対象土地に係る共有者全員の承諾書(別記第15号様式)(工事対象土地の整備工事又は補修工事に関して民法第251条第2項の裁判があった場合は、当該裁判があったことを証する書類及び当該裁判において所在等を知ることができないとされた共有者以外の共有者全員の承諾書)</p> <p>(イ) 私道復旧事業に係る代表者選任及び振込口座の指定に係る同意書(別記第16号様式)</p> <p>(ウ) 前号イからキまでに掲げる書類</p> <p>イ 民法第252条第1項に規定する共有物の管理に関する工事 次に掲げる書類</p> <p>(7) 工事対象土地に係る共有持分の過半数に当たる共有者の承諾書(別記第15号様式)(工事対象土地の整備工事又は補修工事に関して民法第252条第2項の裁判があった場合は、当該裁判があったことを証する書類並びに当該裁判において所在等を知ることができないとされた共有者及び賛否を明らかにしないとされた共有者を除く共有者の共有持分の過半数に当たる共有者の承諾書)</p> <p>(イ) アに掲げる書類(ア(7)に掲げる書類を除く。)</p>

(別表第3) 実績報告時に添付すべき書類

(交付要綱第11条関係)

事業名	種別	実績報告時に添付すべき書類
私道復旧事業	私道復旧事業の施行箇所となる土地（以下「工事対象土地」という。）が単独で所有されている場合	(1) 私道復旧事業完了届（別記第18号様式） (2) 私道復旧事業精算報告書（別記第19号様式） (3) 請負契約書等の写し (4) 写真（工事工程及び竣工状況が確認できるもの） (5) 支払いを証する書類の写し (6) その他、町長が必要と認める書類
	工事対象土地が共有されている場合	